

【社会教育活動事業】

# いきいきライフ



いろいろなことにチャレンジしてみましょう!

## 認知症と共に生きる

家族やひとり歩きをしている人にどう声かけしますか? 認知症についてお話を聞いて、介護予防体操も一緒にしてみましょう...

無料  
要申込

- 日時 6月27日(金) 10:00~11:30
- 場所 大門交流館 2階 会議室
- 定員 15人
- 講師 地域包括支援センター引野  
認知症地域支援推進員 内田さん
- 持ち物など 汗拭き用タオル・飲み物  
動きやすい服装(あれば室内シューズ)
- 申込先 大門交流館 ☎943-4252



だいもん

題 字  
佐藤 藍山書

発 行  
大門交流館  
大門町大門甲60番地  
☎943-4252

### 介護予防体操教室

- 日時: 第2火曜日 10:30~11:30
- 場所: 大門交流館 2階 会議室

地域包括支援センター引野の職員と、ゴムバンド体操・転倒予防体操をします。さまざまな相談も受け付けています。お気軽にご参加ください。今年度の予定は、6/10、7/8、8/12、9/9、10/14、11/11、12/9、1/13、2/10、3/10です。



大門交流館HP

## 栄養士さんのたんぱく質しっかり! フレイル予防! 簡単ごはん

- 日時 7月 9日(水) 10:00~12:00
- 場所 大門交流館 1階 実習室
- 定員 5人
- 材料代 来月号でお知らせします。
- 持ち物など エプロン・三角巾・ふきん
- 問合せ 大門交流館 ☎943-4252



7月

## ロコモ予防体操

- 日時 7月11日(金) 10:00~11:30
- 場所 大門交流館 2階 会議室
- 定員 15人
- 持ち物など 汗拭き用タオル・飲み物・動きやすい服装(あれば室内シューズ)
- 問合せ 大門交流館 ☎943-4252



# 2025年度 大津野学区行事予定

7月26日(土)	フードフェスティバル	11月 2日(日)	文化祭
7月27日(日)	フードフェスティバル予備日	11月 9日(日)	だいもん史跡巡り
9月13日(土)	敬老行事	11月16日(日)	まちづくり協働事業
10月 5日(日)	体育祭	11月23日(日)	自主防災訓練
10月19日(日)	体育祭予備日	1月17日(土)	健脚大会&とんど

❖諸事情により日程が変更になった場合は、「広報だいもん」で随時お知らせいたします。



## 大津野学区土木常設員の紹介

- 福山市は、道路・橋りょう・水防・水利などの適正な維持管理のため、市内全域の土木常設員と連携を図っています。
- 土木工事等にかかる各種申請は、直接個人等の利害に関係することから、次の申請については、公正・公平な第三者的立場である土木常設員の同意・承諾が必要です。

- ①境界確認申請      ②公用廃止      ③道路占用許可申請
- ④公共用地使用許可申請      ⑤道路（水路）工事施行承認申請

担当区域	土木常設員名
津之下	篠原 勇一
野々浜	岡崎 秀夫
大 門	高橋 孝之

●問い合わせ先 福山市建設政策課 928-1075

### 【道路上に張り出している樹木等の伐採のお願い】

私有地から道路上に樹木や枝葉などが張り出していると、自動車や歩行者等の通行の支障となり、それが原因で大きな事故等につながるおそれがあります。

もし、事故等が発生した場合は、土地所有者の方が責任を問われることがあります。

特に春から夏にかけては枝葉が伸びてくる時期となりますので、歩行者や自動車等の安全確保と、道路の快適な利用のため、次のような状況がみられる土地所有者の方は、定期的に樹木等の伐採や剪定をお願いいたします。

- 道路や歩道上に樹木や枝葉などが張り出している
- 枯れ木や折れ枝などによる通行に支障がある
- 法律で定められた通行のために必要な空間（道路の建築限界）を侵している場合

#### 【作業を行う場合の留意点】

○付近に電線や電話線がある場合は、電気事業者（中国電力など）や通信事業者（NTT西日本など）に事前に相談してください。

○作業に当たっては、通行車両、歩行者等の安全に十分配慮してください。

○道路上で作業する場合、警察への道路使用許可申請の手続きが必要となる場合があります。

福山市土木管理課ホームページより出典



# 猫は正しく飼いましょう

## 完全室内で飼育しましょう



飼い猫を外に出していると、他人に迷惑をかけたたり、猫自身も喧嘩や交通事故などの危険に遭遇したりする可能性があります。

外に出していた事で飼い主が近所の方とのトラブルに発展したり、被害にあった相手に損害を訴えられて裁判での賠償を命じられたりなどの事例もあります。

## 飼い猫を家の外に出していませんか？

猫にとっては自分の家の中が一番安全な場所です。

※「トイレの時だけ外に出す」「時間を決めて散歩に出す」といった行為も、外に出る習慣がついたり、他人の敷地をトイレ代わりにしたりする可能性があるので止めましょう。

## ※周囲に迷惑をかける行為



- 他人の敷地に排泄し、糞尿を放置して悪臭や害虫の原因となる
- 他人所有の樹木や庭木を荒らす、車や所有物を引っ掻くなどで傷を付ける
- ノミやダニその他の寄生虫がいる場合は、周囲に感染を広げる など



猫の糞尿は臭いが強く、雨が降ってもなかなか消えない！



猫アレルギーの人にとっては猫の毛やフケも原因となる



予防せずに外で過ごしている猫は高確率で寄生虫を持っている

## 飼い主がわかるよう

## に首輪と迷子札を

## つけましょう

迷子になってしまった時に家に戻ってきやすいように、また他人に迷惑をかけた時にはきちんと責任を取るために、誰が飼っている猫なのか明確に分かるようにしておきましょう。

※飼っている動物が他人に与えた損害に対しては、飼い主に賠償を命じられることもあります。



## 飼い猫には不妊・去勢手術を

## 行いましょう

不妊・去勢手術には大きなメリットがあります。

軽減・消失するもの

- 発情行動（オスのマーキングやメスの大きな鳴き声）
- 発情ストレス
- 発情期に相手を探しに行く家出のリスク
- 交配による伝染病感染リスク

予防できるもの

- オス・メスともに性ホルモンに影響される病気の予防  
※手術を行う年齢によって差が出ます。

動物病院によって多少変わってきますが、生後6か月頃になればオス・メスともに手術が可能な年齢です。

信頼できるかかりつけの動物病院を見つけて相談しましょう。



# 犬は正しく飼いましょう 飼い方編

※法律や条例で定められている事※

## 放し飼いや引き綱をせずに 散歩する事は止めましょう

引き綱をする事で、他人への迷惑を防ぎ、また犬の安全を守ります。



<広島県動物愛護管理条例>

## 適正に運動を行いましょう

犬は運動が必要な生き物です。適切な運動を行うことにより、ストレスの軽減や、過剰な鳴き声などの問題行動の防止にもなります。



## 散歩中の糞は持ち帰る

糞を放置すると不衛生だけでなく、病気や寄生虫などを周囲に伝染させる危険があります。

また、他人の敷地や公共の場所に埋めたり放置したりする事は絶対に止めましょう。



<広島県動物愛護管理条例>

## 動物を捨てることは犯罪です

飼い犬の終生飼養（最期まで飼う）は、法律により定められています。飼いきれなくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を捜しましょう。

また、動物を捨てたり虐待したりすると、1年以下の懲役または100万円以下の刑事罰が課せられます。



<動物の愛護及び管理に関する法律>

お問い合わせ先

福山市動物愛護センター 〒720-1143 福山市駅家町下山守546-14  
TEL(084)970-1201 FAX(084)970-1202